

# Carry On

このまちを、続けよう

2026-2045  
加茂市公共施設再編  
アクションプラン  
Area Edition

Ver.1.0

— 西加茂地域 —

- 各地域編は、概要版と合わせて見ることを前提としたつくりとなっています。
- アクションプランを策定することになった背景や市民アンケートの結果、定量分析に基づく施設の評価や削減効果などについては概要版をご確認ください。
- また、西加茂地域に所在するものであっても、概要版に掲載されている施設についてはここに記載していませんので、概要版をご覧ください。

## 7. 公共施設再編アクションプラン (P.3～)

- |                     |       |       |                 |       |       |
|---------------------|-------|-------|-----------------|-------|-------|
| ● 西加茂団地集会所          | ..... | P. 5  | ● 番田公園          | ..... | P. 18 |
| ● 大郷公園西加茂集会所        | ..... | P. 6  | ● 釜淵公園          | ..... | P. 19 |
| ● 老人福祉センターゆきつばき荘    | ..... | P. 7  | ● 中谷地公園         | ..... | P. 20 |
| ● 屋内ゲートボール場【すぱーく加茂】 | ..    | P. 8  | ● くだもの広場        | ..... | P. 21 |
| ● サッカー場             | ..... | P. 9  | ● 加茂駅西口駅舎       | ..... | P. 22 |
| ● 川西野球場             | ..... | P. 10 | ● 駅西口自転車置場      | ..... | P. 23 |
| ● 母子健康センター          | ..... | P. 11 | ● 武道用具倉庫        | ..... | P. 24 |
| ● 市役所【車庫棟含む】        | ..... | P. 12 | ● 旧新潟地方法務局加茂出張所 | ..... | P. 25 |
| ● 防災備蓄倉庫【拠点用】       | ..... | P. 13 |                 |       |       |
| ● 機能訓練センター          | ..... | P. 14 |                 |       |       |
| ● 西加茂団地             | ..... | P. 15 |                 |       |       |
| ● 西加茂保育園            | ..... | P. 16 |                 |       |       |
| ● 石川公園              | ..... | P. 17 |                 |       |       |

## 8. おわりに (P.26)

## －7-1. アクションプランで定めること－

- この章では、計画期間内において各施設に対して実施すべきアクションの具体的内容とその実施時期を示しています。
- 複数の選択肢を示したものについては、市民の皆さんとの対話を通して伺ったご意見を踏まえ、どの選択肢を実行していくべきかを判断し、決定します。
- ここで示した時期や選択肢は変わり得るものです。加茂市並びに加茂市民にとってより良いと思われるアイデアは積極的に取り入れていきますが、その場合でも持続可能な行財政運営を実現するための施設総量の削減目標の維持を前提とします。
- 廃止された施設の処分に際しては、建物の除却費を売却価格から控除し現状有姿のまま譲渡するなど、市民や地域の利益に資する迅速な有効活用を原則とします。

## －7-2. 計画期間内における削減目標－

- 加茂市の人口が令和6年12月末時点の24,079人に対し、2045年時点での推計値が14,815人と見込まれることから、本計画期間中における人口減少率は38.5%です。
- 2章で述べた人口構成の大きな変化やそれに伴う税収減等を踏まえ、市民一人一人の負担を出来る限り抑制するため、施設保有量の削減目標は以下のとおりとします。

**2045年度末における目標：2024年度比で約38%削減**

# 7. 公共施設再編アクションプラン（実施計画）

Carry On

このまちを、続けよう

- アクションプランを定めたことで実現に向かう取組（一部抜粋）



## ー7-3. 個別施設毎のアクションプランー

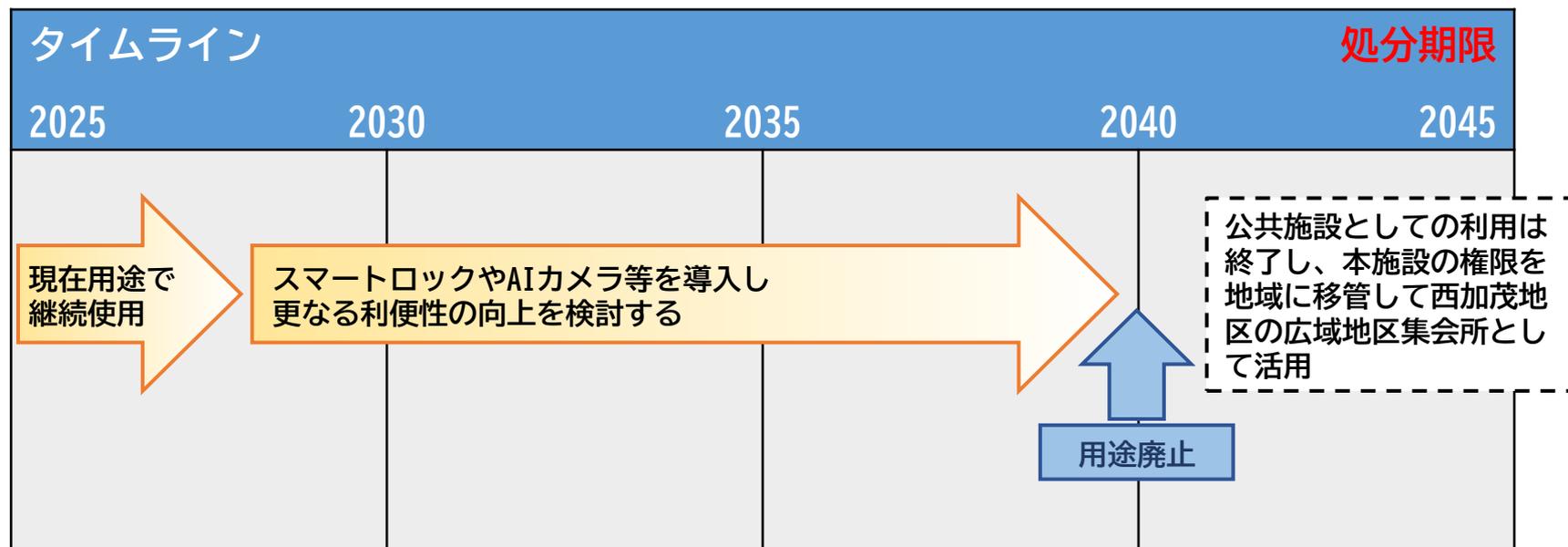
### ➤ 1-2-2. 西加茂団地集会所（集会系施設：集会所）

| タイムライン        |      | 処分期限  |      |      |  |
|---------------|------|---|------|------|--|
| 2025          | 2030 | 2035  | 2040 | 2045 |  |
| 現在用途で<br>継続使用 |      | 公共施設としての利用は終了し、本施設の権限を地域に移管<br>西加茂地区の地区集会所として活用 |      |      |  |
| 用途廃止          |      |   |      |      |  |

- 旧耐震基準で建設された施設であり、既に耐用年限を超過していて利用機会もごく限定的であることから、公共施設としての使用は継続せず、西加茂地区区長会と協議の上、権限の円滑な地域移行を図る。

## ー7-3. 個別施設毎のアクションプランー

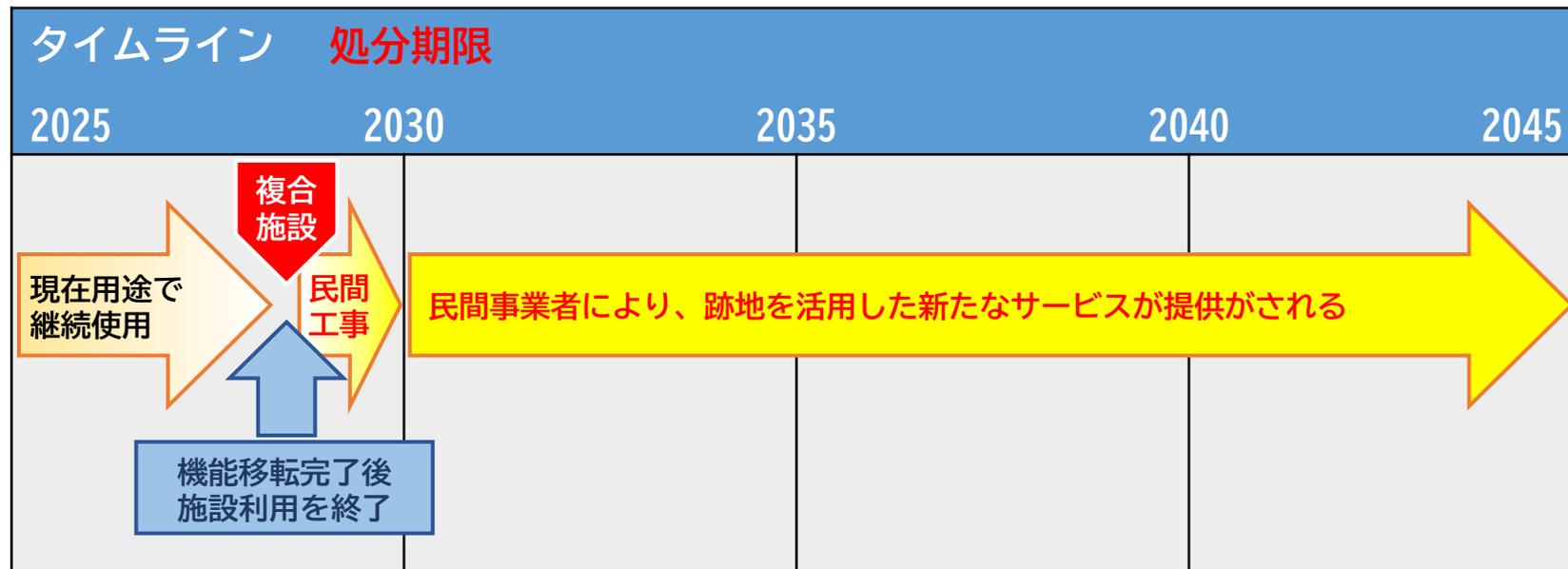
### ➤ 1-2-3. 大郷公園西加茂集会所（集会系施設：集会所）



- 新耐震基準で建設された施設であるが、利用者数も極めて少なく本計画期間中に耐用年限を超過することから、その時点で公共施設としての使用を終了する。
- 用途廃止後は、西加茂地区区長会と協議の上、権限の円滑な地域移行を図る。
- 施設の利用期間中は、利便性の向上による利用者数の増加を図るため、スマートロックやAIカメラ等のスマート技術の導入を検討する。

## ー7-3. 個別施設毎のアクションプランー

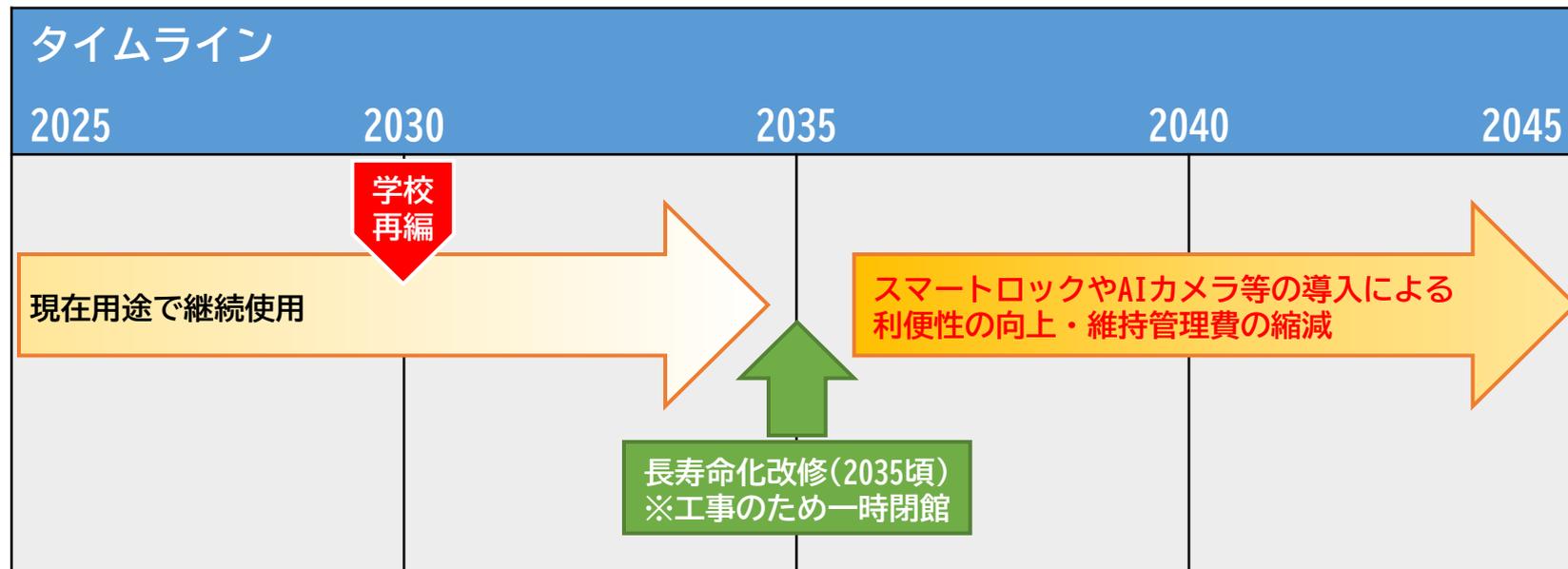
### ➤ 1-3-3. 老人福祉センターゆきつばき荘【物置含む】（集会系施設：集会施設）



- 旧耐震基準で建設された施設であり、本計画期間中に耐用年限を超過すること、複合施設の整備により西加茂地区における集会・貸館機能が確保されることから、複合施設の整備が完了した時点で公共施設として使用を終了し、建物は除却する。
- 機能移転が完了した後は施設利用を終了し、母子健康センターや機能訓練センターと合わせて建物を除却したのち、事業用定期借地による余剰地活用方式を用いて民間事業者が自己資金で施設を設置し、新たなサービスが提供される。

## －7-3. 個別施設毎のアクションプラン－

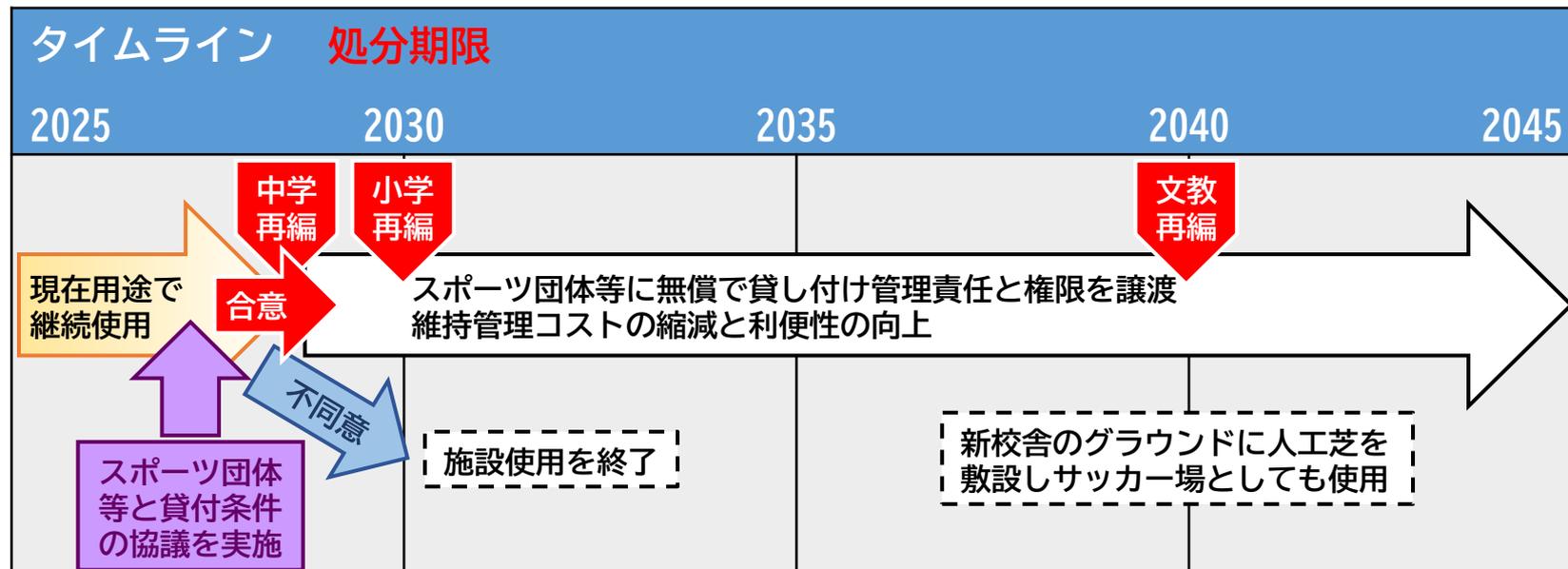
### ➤ 2-1-1. 屋内ゲートボール場【すぱーく加茂】（スポーツ施設：体育館）



- 新耐震基準で建設された施設であり、市民利用率が非常に高い施設であることから、本計画期間中に長寿命化改修（概算工事費：1.8億円程度見込み）を実施することで、2055年頃まで現在施設の円滑な継続使用を図る。
- 一方で、利用者数自体は決して多くないことから、改修工事の際にスマート技術を導入し、利便性の向上と維持管理費用の縮減の両立を図るとともに、利便性向上と合わせて適正な受益者負担額への見直しを行うことで、安定的かつ持続可能な施設運営を実現する。

## －7-3. 個別施設毎のアクションプラン－

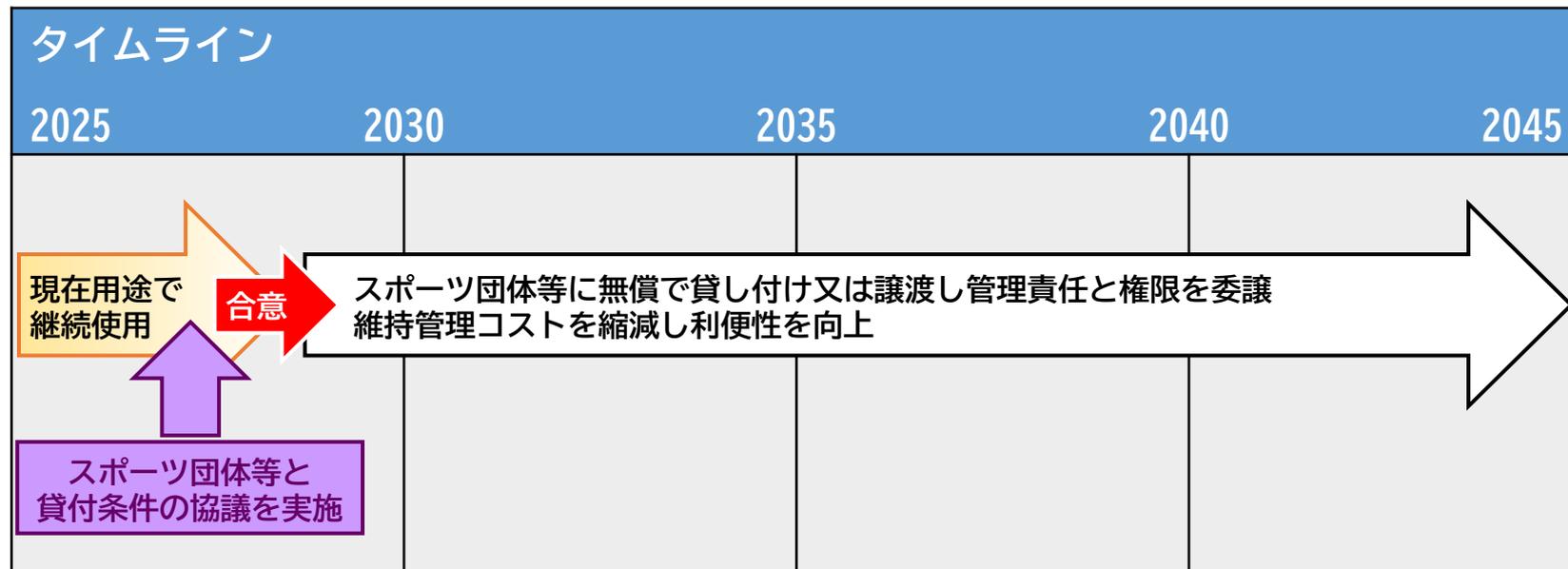
### ➤ 2-2-1. サッカー場（スポーツ施設：屋外その他）



- 特定のスポーツ団体による専用利用が中心であり、市民利用率も極めて低いことから、維持管理の手法を抜本的に見直し、スポーツ団体等に無償で貸し付け、管理権限を譲渡することで維持管理費用の縮減を図る。
- 施設整備への投資は行わず、スポーツ団体等の自主管理による自由で柔軟な運用に任せ、利便性の更なる向上を図る。
- なお、一体型複合文教施設を整備する際は、グラウンドに人工芝を敷設することで、維持管理費用を抑制しながらサッカー場としても活用する。

## ー7-3. 個別施設毎のアクションプランー

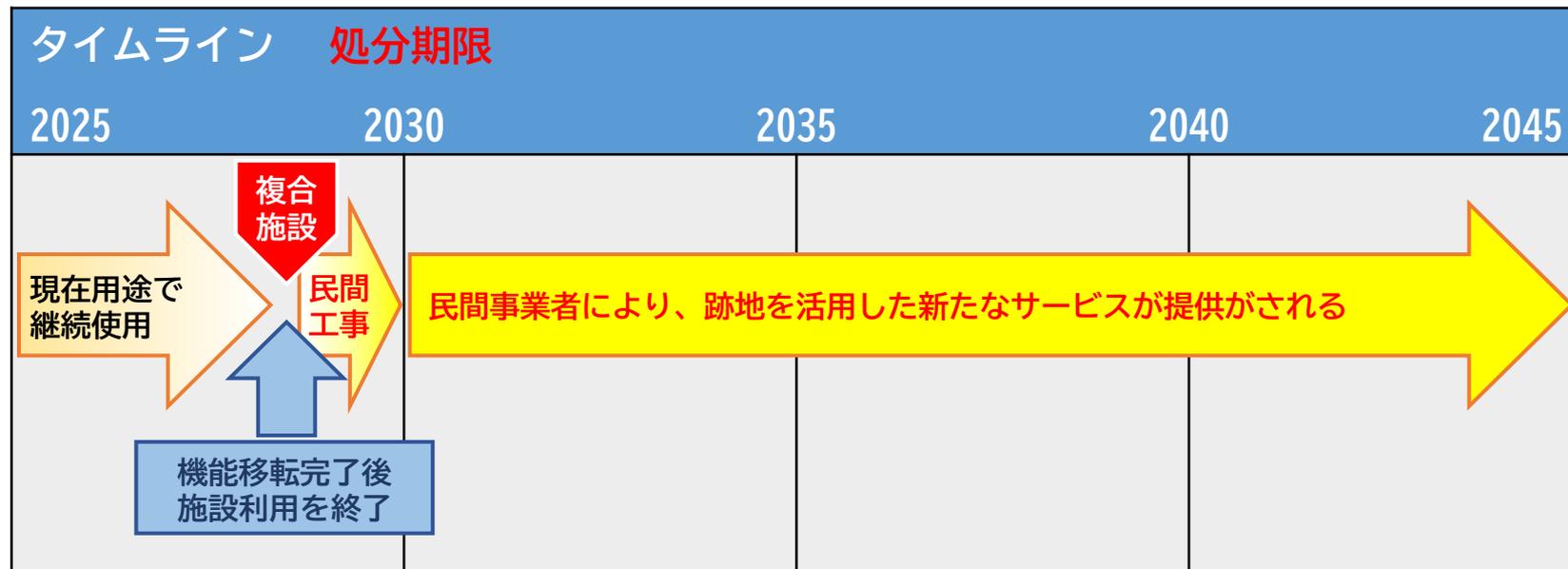
### ➤ 2-2-5. 川西野球場（スポーツ施設：屋外その他）



- 公共施設としての評価は最も低い施設だが、七谷野球場で記載のとおり修繕等にかかる費用を分散させることがないよう、利用団体の意見を踏まえ、より利用者数が多く、耐用年数が長いこと、大会運営上の利便性に優れていることから、公共施設としての野球場は七谷野球場に一本化する。
- 本施設については、危険なバックネットの更新工事を実施して安全性を確保したのち、普通財産に移管してスポーツ団体等に無償で貸し付け又は譲渡する。このように、管理権限を委譲することで維持管理コストの縮減を図る。

## －7-3. 個別施設毎のアクションプラン－

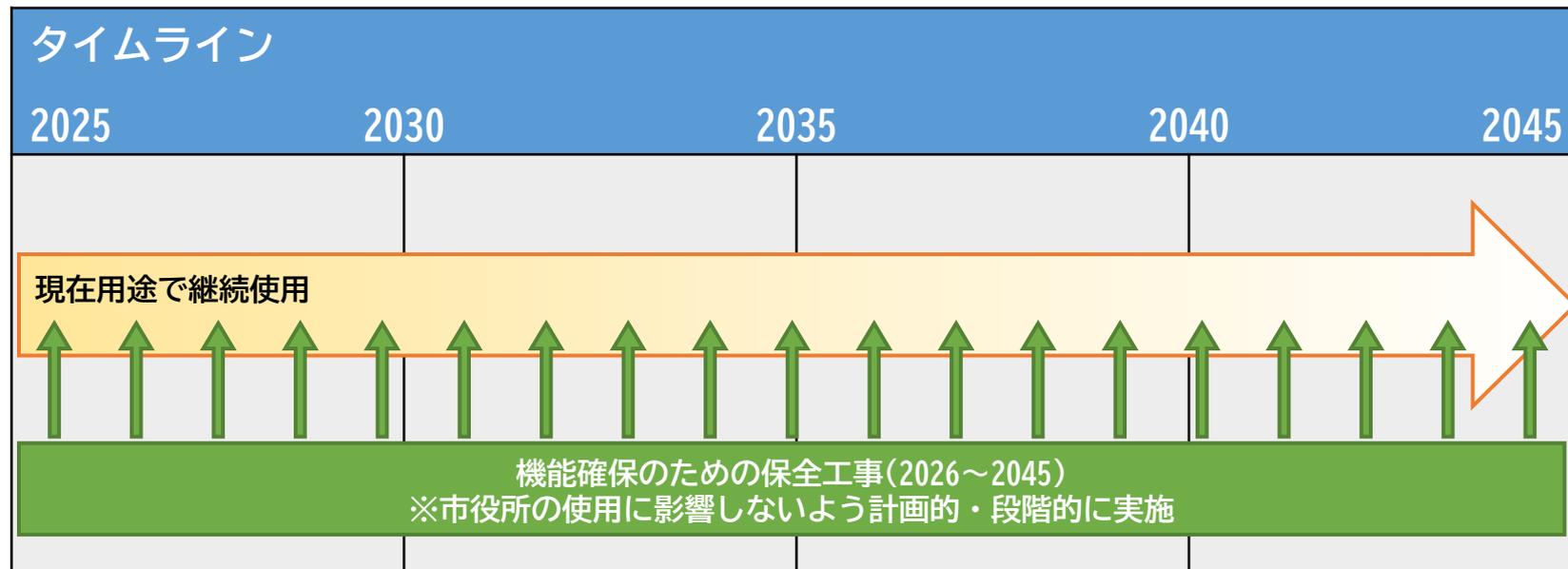
### ➤ 4-1-3. 母子健康センター（子育て支援施設）



- 老朽化が著しく本計画期間中に耐用年限を超過することを踏まえ、機能移転先となる複合施設が完成するまでの間は現在施設を継続して使用する。なお、この間施設や設備への投資は控え、必要最低限の維持修繕にとどめる。
- 機能移転が完了した後は施設利用を終了し、機能訓練センターや老人福祉センターゆきつばき荘と合わせて建物を除却したのち、事業用定期借地による余剰地活用方式を用いて民間事業者が自己資金で施設を設置し、新たなサービスが提供される。

## －7-3. 個別施設毎のアクションプラン－

### ➤ 5-1-1. 市役所【5-1-2. 市役所車庫含む】（行政施設：庁舎）



- 各種市民サービスを提供する窓口機能や、個人情報を含む膨大な書類・データを保有・使用・処理する機能を一元的に有するとともに、発災時には災害対策本部を設置して防災の指揮・指令を行う最重要拠点施設であることから、継続的かつ安定的な維持管理に努める必要がある。
- 本計画期間中は、機能の維持に必要な改修（概算工事費：4億円程度見込み）を計画的に実施することで、引き続き現在施設の円滑な継続使用を図る。

## ー7-3. 個別施設毎のアクションプランー

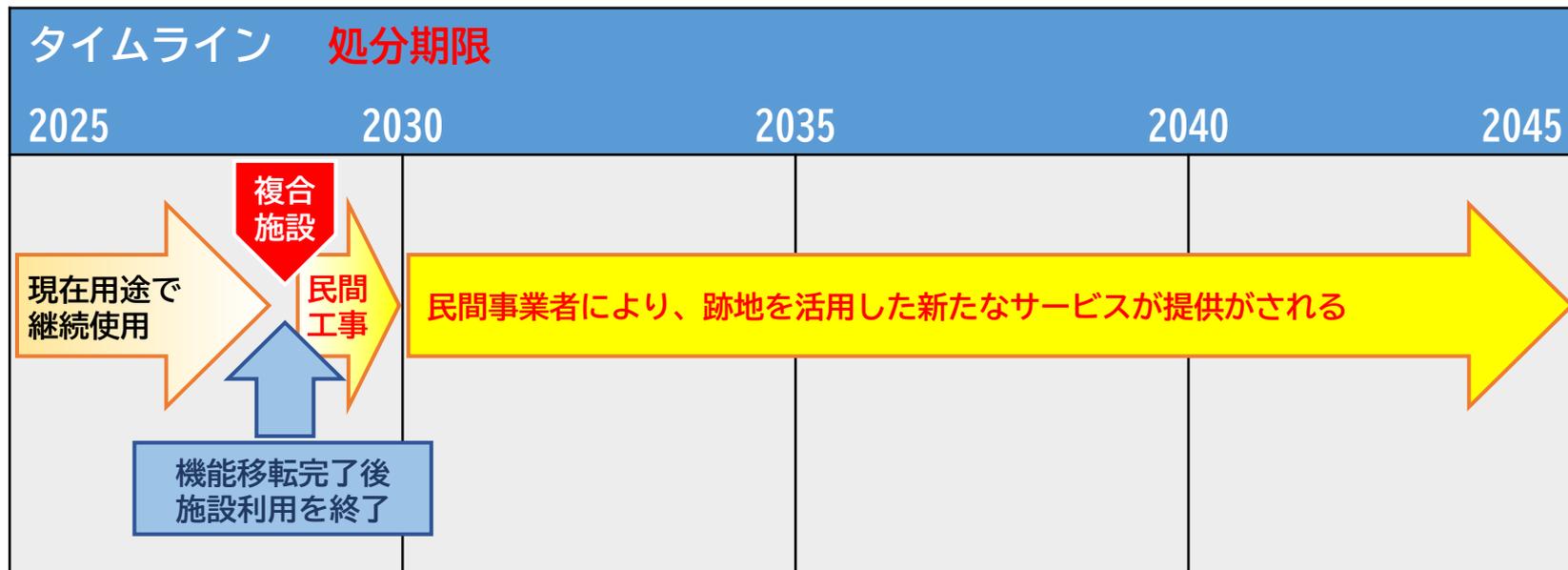
### ➤ 5-3-1. 防災備蓄倉庫【拠点用】（行政施設：防災施設）

| タイムライン    |      |      |      |      |
|-----------|------|------|------|------|
| 2025      | 2030 | 2035 | 2040 | 2045 |
| 現在用途で継続使用 |      |      |      |      |

- 災害用の備蓄資材等を保管するため2020年に新設された施設であることから、耐用年限を迎える2065年頃まで現在施設の継続的かつ安定的な維持管理に努める必要がある。
- 本計画期間内においては、定期的な施設点検により劣化や損傷等を早期に発見し修繕を行うことで、現在施設の円滑な継続使用を図る。

## －7-3. 個別施設毎のアクションプラン－

### ➤ 8-1-1. 機能訓練センター（保健・福祉施設：占用施設）



- 老朽化が著しく本計画期間中に耐用年限を超過することを踏まえ、機能移転先となる複合施設及び下条コミュニティセンターの整備が終わるまでの間は現在施設を継続して使用する。なお、この間施設や設備への投資は控え、必要最低限の維持修繕にとどめる。
- 機能移転が完了した後は施設利用を終了し、母子健康センターや老人福祉センターゆきつばき荘と合わせて建物を除却したのち、事業用定期借地による余剰地活用方式を用いて民間事業者が施設を設置し、新たなサービスが提供される。

## －7-3. 個別施設毎のアクションプラン－

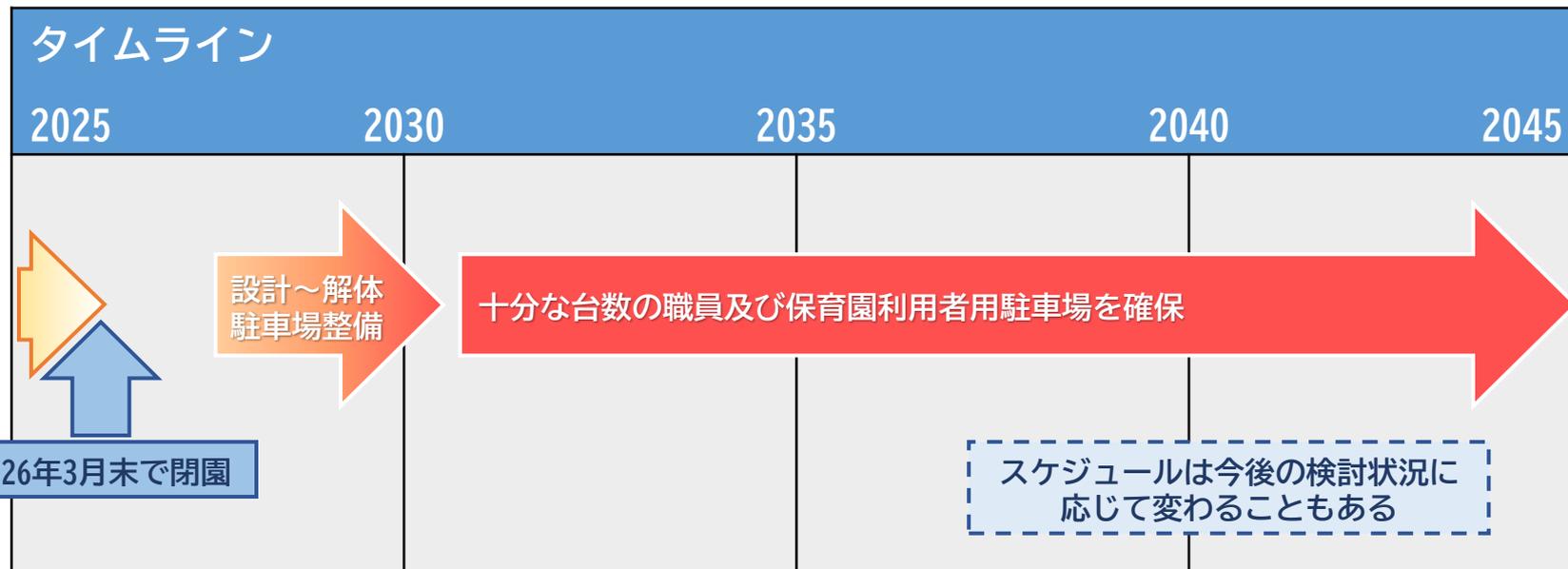
### ➤ 9-2-3. 西加茂団地（公営住宅：中高層耐火型）



- 加茂市公営住宅等長寿命化計画に基づき、居住機能の維持に必要な改修工事と定期的な施設点検による劣化・損傷等の早期発見と修繕を実施することで、現在施設の円滑な継続使用を図る。
- 本計画期間終了後すぐに耐用年限を超過することから、公営住宅が立地する中で最も利便性の高い住宅地に立地していることを踏まえ、下条第2団地の建設計画策定後、直ちに建て替えによる施設更新の検討に着手する。

## ー7-3. 個別施設毎のアクションプランー

### ➤ 10-1-2. 西加茂保育園（幼保・こども園）



- 既に耐用年限を超過しており、本施設を使用しなくても保育需要に対する供給保育量が確保できることから既に新規入園者の募集を停止しており、令和8年3月末をもって閉園する。
- 統合こども園の新設にあたり、釜淵公園を建設候補地として検討を進めることが推奨される。そのため、本施設は建物を除却したのち、新設する統合こども園の駐車場として土地を整備し、活用していただくことが望ましい。

## －7-3. 個別施設毎のアクションプラン－

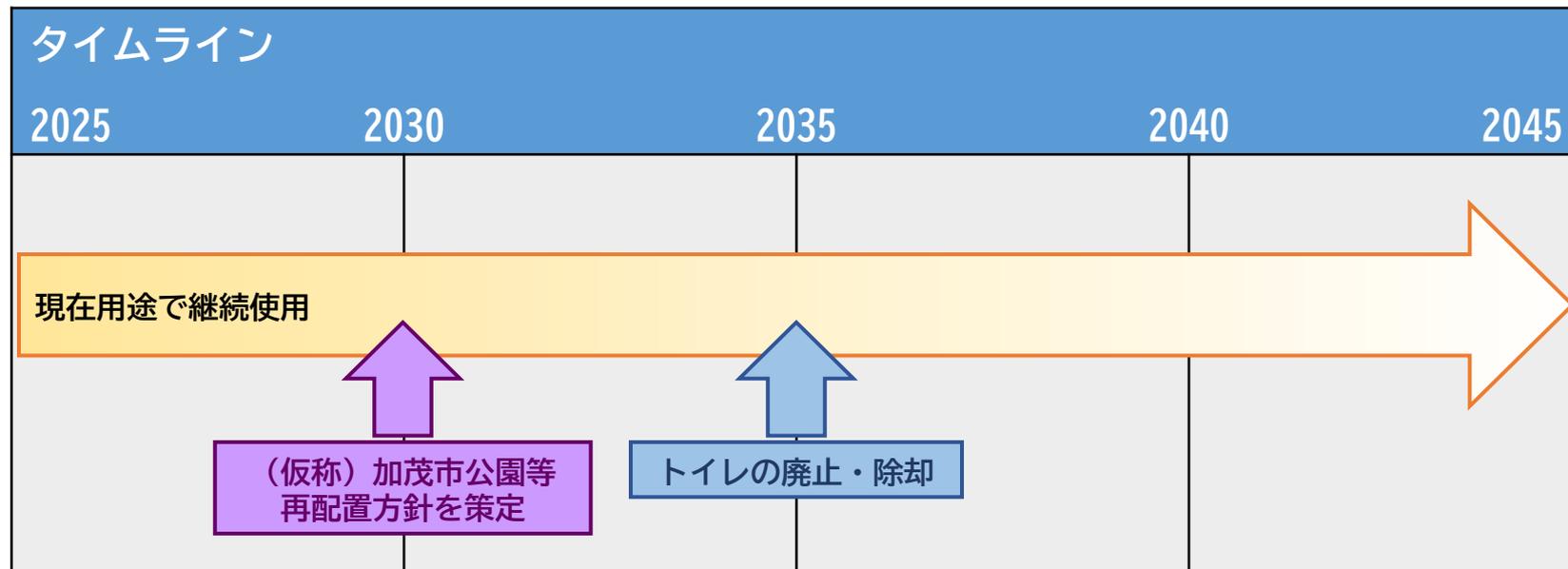
### ➤ 12-2-1. 石川公園（公園：都市公園）



- 駐車場を有する都市公園であり、加茂川河川敷緑地と合わせて利用される施設であることから、耐用年限を迎える2050年頃まで現在施設の維持管理に努める。
- 本計画期間内においては、定期的な施設点検により劣化や損傷等を早期に発見し修繕を行うことで、現在施設の円滑な継続使用を図る。
- 総合計画に記載のとおり、将来の人口推計と偏在する公園立地状況、維持管理にかかるコストを踏まえ、適正な規模と立地を目指すため、令和12年度末までに公園の集約・再編や公園機能の見直しを含めた再配置方針を策定する。

## ー7-3. 個別施設毎のアクションプランー

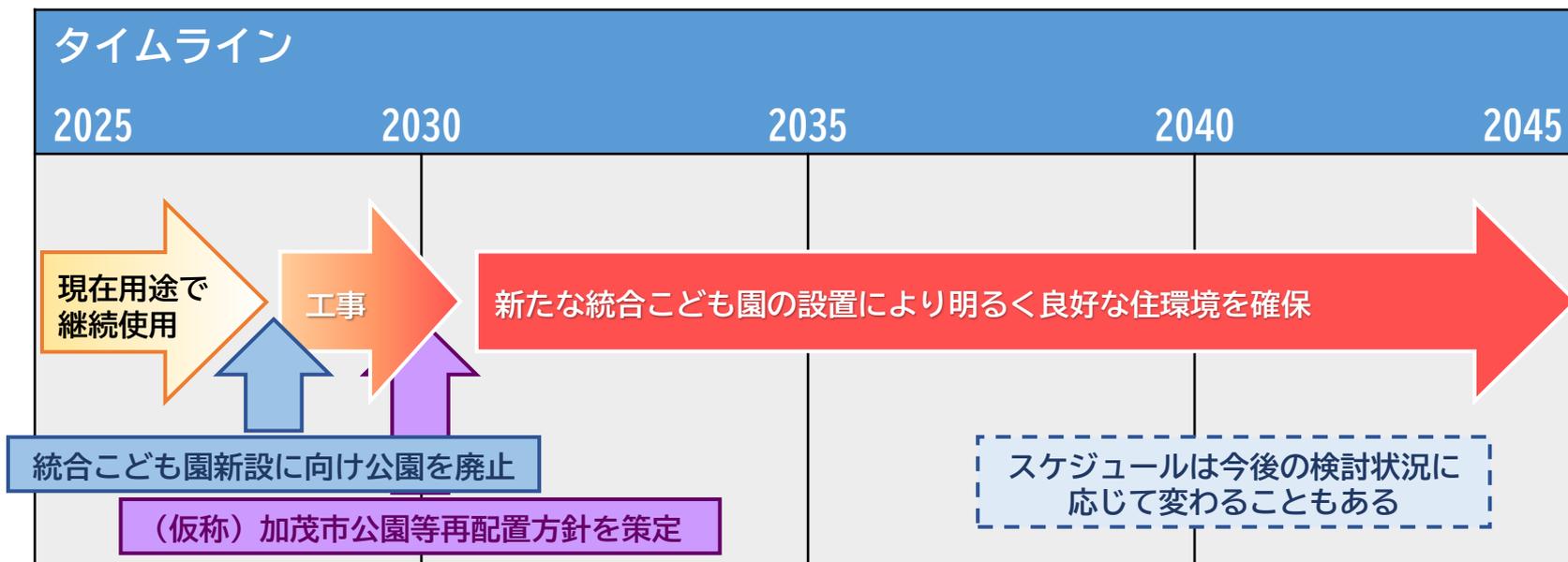
### ➤ 12-2-2. 番田公園（公園：都市公園）



- 駐車場がない公園であり、主として街区居住者に利用される施設である。
- トイレについては、防犯上・安全上・衛生上の問題が大きいことから、本計画期間中は現状のまま管理し、耐用年限を超過した時点で廃止し、除却（概算工事費：80万円程度見込み）する。
- 総合計画に記載のとおり、将来の人口推計と偏在する公園立地状況、維持管理にかかるコストを踏まえ、適正な規模と立地を目指すため、令和12年度末までに公園の集約・再編や公園機能の見直しを含めた再配置方針を策定する。

## ー7-3. 個別施設毎のアクションプランー

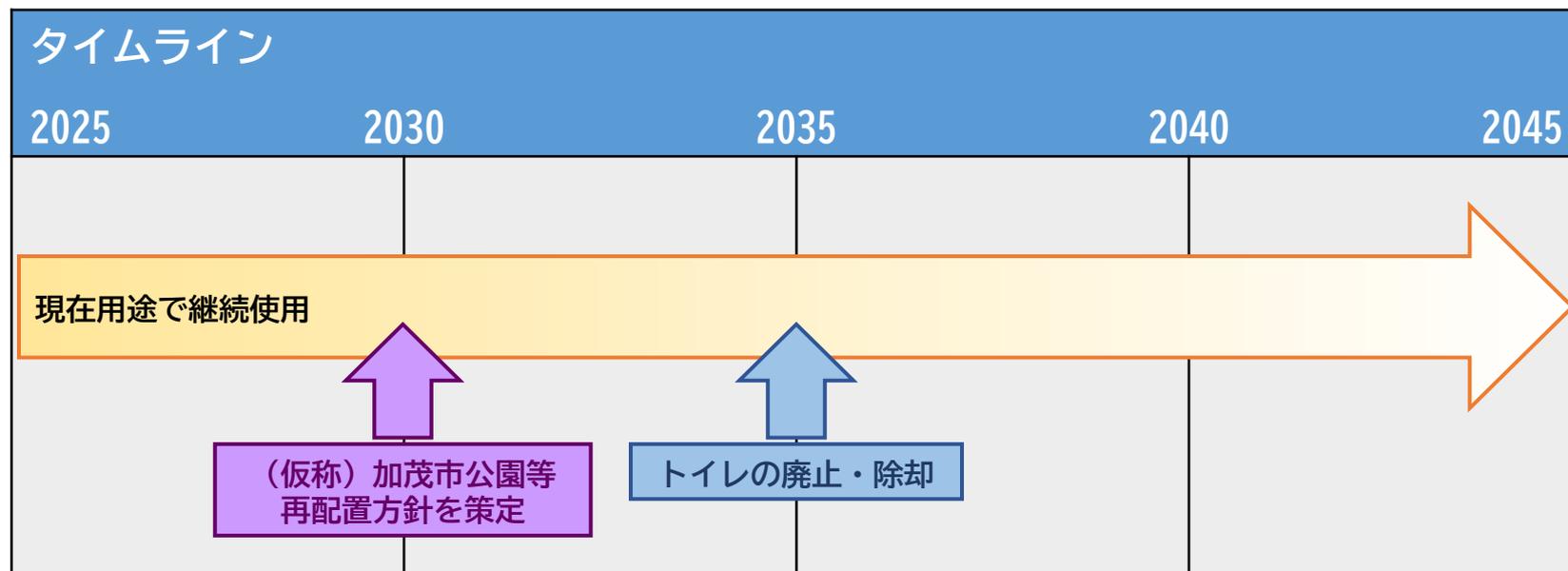
### ➤ 12-2-3. 釜淵公園（公園：都市公園）



- 駐車場がない都市公園であり、主として街区居住者に利用される施設である。
- 本計画期間内において、遊具及びトイレが耐用年限を超過することから、防犯上・安全上・衛生上の懸念が増大している。
- 以上を踏まえ、近隣にも公園施設が複数点在していることから、(仮称)加茂市公園等再配置方針の策定に先立って公園を廃止し、新たな統合保育園の建設候補地として、西加茂保育園の跡地とともに一体的に活用することで、地域の良好な住環境の確保に努めることを**推奨**する。

## ー7-3. 個別施設毎のアクションプランー

### ➤ 12-2-4. 中谷地公園（公園：都市公園）



- 駐車場がない公園であり、主として街区居住者に利用される施設である。
- トイレについては、防犯上・安全上・衛生上の問題が大きいことから、本計画期間中は現状のまま管理し、耐用年限を超過した時点で廃止し、除却（概算工事費：80万円程度見込み）する。
- 総合計画に記載のとおり、将来の人口推計と偏在する公園立地状況、維持管理にかかるコストを踏まえ、適正な規模と立地を目指すため、令和12年度末までに公園の集約・再編や公園機能の見直しを含めた再配置方針を策定する。

## ー7-3. 個別施設毎のアクションプランー

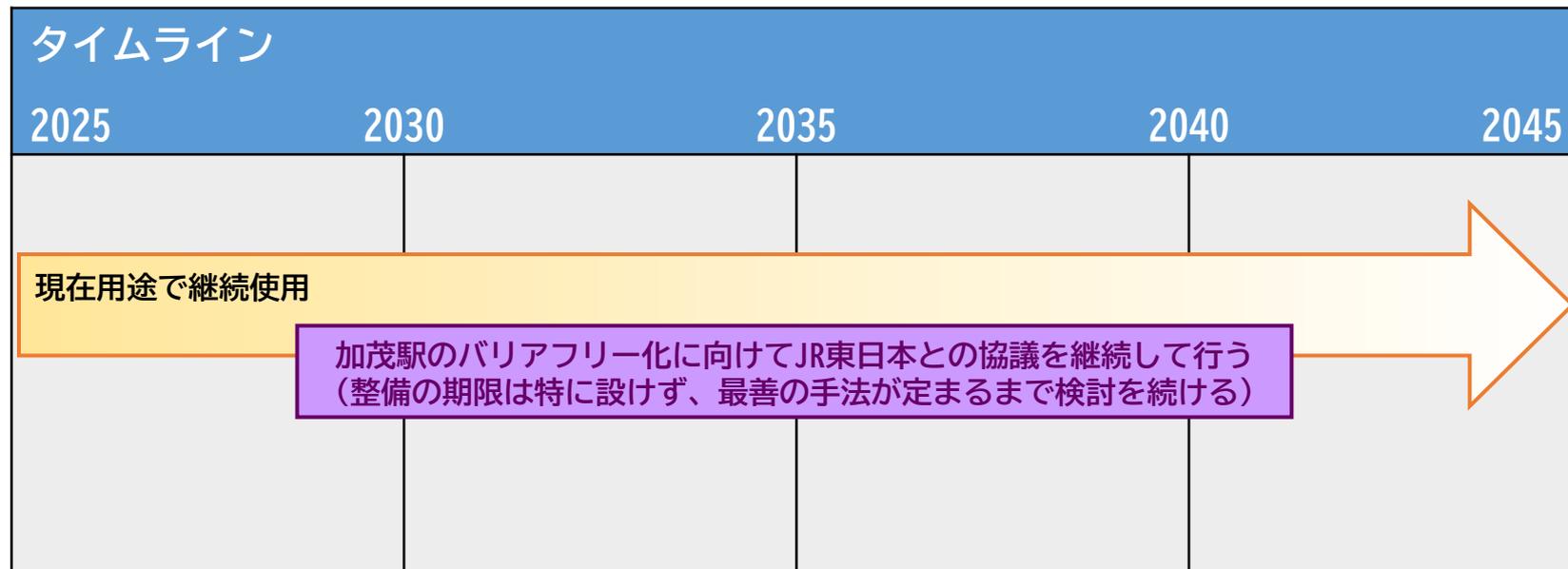
### ➤ 12-3-3. くだもの広場（公園：その他）

| タイムライン  |      | 処分期限                  |      |      |
|---|------|-----------------------|------|------|
| 2025  | 2030 | 2035                  | 2040 | 2045 |
| 既に施設利用を休止（2024.3）<br>財産処分の方法（貸付、払下げ、建物除却の必要性の有無など）や協議先等について引き続き検討 |      | 検討結果に基づいて<br>土地・建物を処分 |      |      |

- 果樹産地活性化特別対策事業の一環におけるJAの施設整備に伴って設置された施設である。
- 本計画期間内の2035年頃に耐用年限を迎えるが、時代の変化に伴い条例で定めた設置目的は本施設以外の手段によって容易に達成が可能となったことから、施設の老朽化度合いを踏まえ既に施設の利用を休止している。
- 本計画期間内においては、引き続き必要最小限の維持管理に努めるとともに、財産処分の手法について検討を行う。

## ー7-3. 個別施設毎のアクションプランー

### ➤ 13-1-1. 加茂駅西口駅舎（その他：駅周辺施設）



- 加茂駅のバリアフリー化に向け、JR東日本との間で施設整備の検討や条件協議を継続して行う。
- 拙速な整備にならないよう期限は特に設けず、加茂駅利用者、加茂市、JR、加茂市民にとって「四方よし」となり得る、実現可能かつ最善の整備手法が定まるまで検討を行う。

## ー7-3. 個別施設毎のアクションプランー

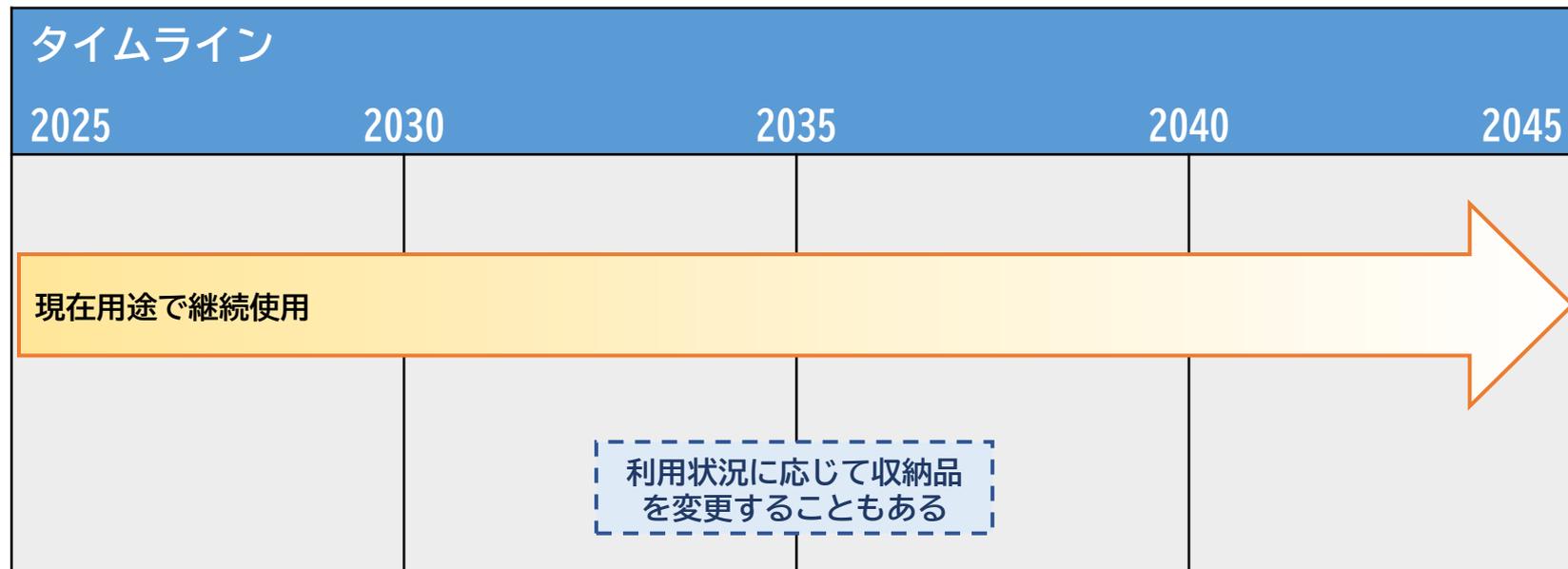
### ➤ 13-1-2. 駅西口自転車置場（その他：駅周辺施設）



- 耐用年限を迎える2045年頃まで現在施設の継続的かつ安定的な維持管理に努める必要がある。
- 本計画期間内においては、定期的な施設点検により劣化や損傷等を早期に発見し修繕を行うことで、現在施設の円滑な継続使用を図る。
- なお、本計画期間内に加茂駅のバリアフリー化整備を実施する際には、維持修繕費用の縮減のため、本施設の更新（再編）を前倒して同時に実施する。

## ー7-3. 個別施設毎のアクションプランー

### ➤ 13-2-2. 武道用具倉庫（その他：独立施設）



- 中学校の武道授業で使用する武具等を保管するため2011年に新設された施設であることから、耐用年限を迎える2050年頃まで現在施設の継続的かつ安定的な維持管理に努める必要がある。
- 本計画期間内においては、定期的な施設点検により劣化や損傷等を早期に発見し修繕を行うことで、現在施設の円滑な継続使用を図る。
- なお、生徒数の減少や学校の再編に伴い、武具等を本施設で保管する必要がなくなった場合には、他の資材等を収納・保管することも可能である。

## －7-3. 個別施設毎のアクションプラン－

### ➤ 13-3-9. 旧新潟地方法務局加茂出張所（その他：用途廃止済施設）

| タイムライン  |      |      |      |      |      |
|---|------|------|------|------|------|
| 2025  | 処分期限 | 2030 | 2035 | 2040 | 2045 |
| 以下の順で速やかに処分に向けた手続きを開始<br>1. 土地・建物一括で売却<br>2. 建物を除却して土地を売却<br>ただし、処分までの暫定活用としての貸付けは認める |      |      |      |      |      |

- 本施設は既に用途廃止済みであり、かつ本計画期間内に耐用年限を超過することから公共施設として今後活用できる見込みがない。
- 市が保有し続けることは、単に維持費用の支出が継続するばかりでなく、民間活用が図られないことによる税収その他経済効果の逸失につながり、市民に対して大きな損失を生じることから、今後速やかに財産処分の手続きに着手し、2027年頃を目途に処分を完了させる。
- なお、期限までに処分できない場合は条件の見直しなどにより処分を進める。

- 未来に向けて、今後も市民が安心して住み続けられるための必要不可欠な行政サービス（シビルミニマム）の堅持や、こどもを生み、育てたいと思えるような質の高い子育て・教育環境の整備を実現していくためには、本計画に基づく施設保有量の適正化による十分な財源の確保（未来へのスクラップ・フォー・ビルド）が必要不可欠です。
- 本計画は「目標」であり、笑顔咲く未来へと続く「道しるべ」です。今私たちは、持続可能な未来の実現に向けたスタートラインに立っているのです。
- 市民の皆さまとの対話を踏まえ、本計画を策定したあとは、行政と市民がこの計画の持つ意味や目的、内容をしっかりと理解・共有し、連携・協力して確実に一つ一つの施策を実行していくことが、市の総合計画で掲げた『持続可能な未来に向けて健全な財政運営を行うまち』を実現し、このまちの未来に希望を灯すための現実的な唯一つの道のりだと私たちは考えています。

あなたの大切な人たちのため  
生まれ来る子どもたちのため  
100年続く加茂市の未来のため

私たち自身の意志で、このまちを、続けよう

2026年度～2045年度  
加茂市公共施設再編アクションプラン 西加茂地域編  
2026年3月策定

お問い合わせ先

加茂市役所 財政課

〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

TEL 0256-52-0080

E-mail [kanzai@city.kamo.niigata.jp](mailto:kanzai@city.kamo.niigata.jp)

HP <https://www.city.kamo.niigata.jp/>

# Carry On

このまちを、続けよう